

参考資料

(参考1)K-ねっと FAQ

令和5年度
任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業

K-ねっと FAQ (Vol.1)

《中核機関の立ち上げ・バックアップ》

- 都道府県によるバックアップ機能の強化の観点から、K-ねっとに寄せられた相談をもとに、都道府県や都道府県社協の担当職員、都道府県が設置する専門アドバイザーを主な対象として、FAQ を作成しました。
- FAQ の最終ページには、参考となる資料のリンク先も掲載しています。そちらも併せてご確認いただき、管内の市区町村、中核機関の職員の方々への助言や情報提供にお役立てください。

令和6年1月
社会福祉法人 全国社会福祉協議会

※掲載内容は発行日時点の情報です。
その後の法律・制度の改正等により、
内容が変更される場合があります。

中核機関の立ち上げ・バックアップ 質問一覧

Q1

中核機関を設置することの必要性やメリットはどのようなところにあるのでしょうか。

Q2

中核機関の設置や運営に活用できる財政支援にはどのようなものがあるでしょうか。

Q3

中核機関を広域で設置する場合のメリット、デメリットにはどのようなことが考えられるでしょうか。

Q4

社会福祉協議会が中核機関を受託した場合、定款変更の必要があるのでしょうか。

Q5

成年後見に関する相談の受付について、地域包括支援センターと基幹相談支援センターを一次窓口とし、中核機関を二次窓口と位置付けています。一次窓口には相談があるようですが、中核機関には相談がほとんど入ってきません。

Q6

令和2年から実施されている重層的支援体制整備事業と中核機関はどのようにかかわっていけばよいのでしょうか。

Q7

協議会のメンバーとして、福祉関係者、医療機関、専門職団体、当事者団体、市民などに参画してもらいたいと考えていますが、どのように話し合いを進めていったらいいですか。

Q8

権利擁護支援の地域連携ネットワークに金融機関や不動産業者等に参加してもらいたいと考えていますが、留意することはありますか。

Q1

中核機関を設置することの必要性やメリットはどのようなところにあるのでしょうか。

A1

中核機関は、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や、体制です。中核機関には、関係機関や専門職団体の協力・連携強化を図るという役割があります。こうした体制を構築することで、本人や関係機関からの権利擁護や成年後見制度の相談を受けた際の専門的助言を確保し、権利擁護支援の内容を検討し、適切に支援を実施することができます。相談窓口が明確になることで、相談がしやすくなり、制度等の理解も深まります。

中核機関がコーディネートをして、地域連携ネットワークを構築することは、家庭裁判所による成年後見制度の適切な運用、監督につながり、住民の「尊厳のある本人らしい生活を継続する」ことに寄与することにつながります。

【参考】

・成年後見利用促進ニュースレター 創刊号

<https://guardianship.mhlw.go.jp/common/uploads/2022/02/newsletter01.pdf>

・地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き P20～23

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html

第二期成年後見制度利用促進基本計画

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00017.html

Q2

中核機関の設置や運営に活用できる財政支援にはどのようなものがあるでしょうか。

A2

平成 30 年度から、市町村における中核機関の設置・運営や市町村計画策定に要する費用について、地方交付税として措置されています。また、中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源として、令和 5 年度予算において、中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施や中核機関における調整体制の強化、受任者調整の仕組み化等を行う自治体に対する国庫補助事業が設けられています。

【参考】

・成年後見制度利用促進に係る取組状況等について

P23～33「参考：令和 5 年度予算案について」

(令和 5 年 3 月 29 日 第 14 回成年後見制度利用促進専門家会議資料 2-2)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001077805.pdf>

Q3

中核機関を広域で設置する場合のメリット、デメリットにはどのようなことが考えられるでしょうか。

A3

広域で中核機関を設置することにより、参加する自治体の個々の財政負担や、事業運営に関する職員の事務負担が軽減されるというメリットがあります。具体的には、一定の参加規模を確保した講演会や市民後見人養成研修の開催ができる、専門職の確保がしやすくなるなどと考えられます。専門職の確保により支援困難ケースへの適切な助言が得られるなど、支援者のスキルアップも期待できます。

また、広域での連携には、機能を分散させる、会議体を共有するなど様々な連携のパターンが実践されています。

以上のようなメリットから、特に人口規模が小さく、社会資源等が限られている小規模自治体では、近隣自治体が連携して、広域で中核機関を設置することが効果的な選択肢のひとつとなっています。

一方、中心となる自治体や各自治体が担う役割の明確化、広域実施に関するコンセプト・申し合わせ事項などの検討・共有が必要なことから、立ち上げまでに時間がかかること、エリアが広くなることで職員等の移動に時間がかかることなどがデメリットとしてあげられています。

【参考】

- ・令和4年度成年後見制度利用促進体制整備研修
基礎研修オンデマンド配信 「成年後見制度利用促進法と基本計画」
資料 P61～中核機関の整備パターンの確認
- ・「成年後見制度はやわかり」サイト 自治体・中核機関の取組事例検索
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/search/>

Q4

社会福祉協議会が中核機関を受託した場合、定款変更の必要があるのでしょうか。

A4

受託法人の定款において、必ず中核機関について規定しなければならないということではありません。具体的な手続きについては、法人を所管する都道府県、市町村の担当部署にお問合せ願います。

【参考】

- ・日常生活自立支援事業や法人後見を実施している社会福祉協議会の場合、権利擁護に関する事業が定款に記載されています。中核機関の事業をそれらと一体的に実施している場合には、既存の規定のなかで読み込むことも可能と考えられます。

Q5

成年後見に関する相談の受付について、地域包括支援センターと基幹相談支援センターを一次窓口とし、中核機関を二次窓口と位置付けています。一次窓口には相談があるようですが、中核機関には相談がほとんど入ってきません。

A5

一次相談窓口と二次相談窓口が、地域の権利擁護支援体制の理念や目標を共有するとともにお互いの役割を理解し、定期的に情報共有したり研修を行ったりすることで関係づくりを進めることが重要です。

相談をつなぐ場合の流れや個人情報の共有ルールなどをマニュアルとして整備したり、連携のあり方を検討することなども有効です。

Q6

令和2年から実施されている重層的支援体制整備事業と中核機関はどのようにかわっていけばよいのでしょうか。

A6

成年後見制度利用促進と重層的支援体制整備事業は、「地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む」という共通点があります。二つの事業が密接に連携することは、双方に効果があるといえます。

重層的支援体制整備事業で実施される重層的支援会議では、複合化・複雑化した事例について多機関で解きほぐしを行い支援方針を検討しますが、そうした事例の中には、権利擁護、成年後見制度の必要な事例が含まれると考えられます。中核機関がこの会議に参加することで、適切な成年後見制度の利用や権利擁護の支援が可能となります。

また、重層的支援体制整備事業においても多機関の協働が求められているところであり、それは中核機関がコーディネートを行う地域連携ネットワークとも重なるところがあります。

中核機関と重層的支援体制整備事業の連携は、地域人材や関係する専門職の負担軽減につながるとともに、関係者の成年後見制度利用促進への理解を深めることに寄与します。

※重層的支援体制整備事業は、自治体の任意事業ですので、全ての自治体が実施しているものではありません。

【参考】

・重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-ja/kyouseisyakaiportal/kitei/pdf/jimuren0329-6.pdf>

Q7

協議会のメンバーとして、福祉関係者、医療機関、専門職団体、当事者団体、市民などに参画してもらいたいと考えていますが、どのように話し合いを進めていったらいいですか。

A7

協議会の目的は、地域において専門職団体や当事者団体等を含む関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みを構築することにあります。

多様な立場の人が参画するため、運営には工夫が必要となります。

例えば、事前に二期計画の理念や協議会の目的などを確認する、専門用語は多用しない、参加者が発言しやすい議題を設定するなど、中核機関と行政担当者が十分に協議して運営にあたることが有効です。

Q8

権利擁護支援の地域連携ネットワークに金融機関や不動産業者等に参加してもらいたいと考えていますが、留意することはありますか。

A8

権利擁護支援の地域連携ネットワークには、高齢者や障害者に関わる可能性のある様々な関係者に参加してもらうことが有益と考えます。たとえば金融機関は、何度も通帳をなくしたり、窓口に頻繁に問い合わせる等の状況から、認知症の可能性のある高齢者を早期に把握するなどの役割が期待されます。

判断能力が不十分な人の生活への理解を深めるために、個人情報を含まない模擬事例を提示し、多様な参加者が一緒に検討する意見交換会を実施している地域もあります。

こうした取組は福祉分野以外の関係者にも地域連携ネットワークへの参画の意義を感じてもらう上で有効と考えます。

○関連サイト リンク一覧○

- ・厚生労働省 HP「成年後見制度利用促進」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

※事務連絡や、成年後見制度利用促進専門家会議、基本計画・施策の実施状況等、各種手引等、ニュースレター、自治体事例紹介などをご覧いただけます。

- 成年後見制度利用促進ニュースレター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html

- 成年後見制度利用促進に関する資料・各種手引き等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html

- 成年後見制度利用促進に関する自治体事例紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html

- ・成年後見制度に関するポータルサイト「成年後見はやわかり」

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

※本人や家族、自治体や中核機関の担当者、成年後見人など、サイトを見る人の立場に応じて必要な情報を整理して、分かりやすく掲載しています。インタビューを含む制度説明の動画を視聴できるほか、制度説明のパンフレット等もサイトからダウンロードすることができます。自治体・中核機関の方は、国が実施する成年後見制度体制整備研修等の講義を動画で視聴することもできます。

※動画の視聴には自治体ごとに配布された ID とパスワードが必要です。不明な場合はサイト上の問合せフォームからお問合せください。

- 成年後見制度利用促進ニュースレターよくある Q&A

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/faq/>

- 成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修)

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>

- 自治体・中核機関の取組事例検索

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/search/>